

一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年7月3日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に関する事項

- (1) 業務の名称及び数量
軽油流通情報管理システム用のデータ作成業務
予定数量 月8,600レコード（実際の数量とは差異が生じることがある。）
（過去の実績数量は別紙のとおり）
- (2) 業務の仕様等
別添「軽油流通情報管理システム用のデータ作成業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間
令和7年10月1日から令和10年9月30日まで
- (4) 準備期間
業務を円滑に遂行するため、契約締結日から委託期間開始日までに京都府が提供するPC版県配布システムをインストールし、動作確認をした上で、京都府が提供するPC版県配布システム操作マニュアルに基づき京都府が提供するサンプル（数件）を入力するテストを実施及び納品し、検査に合格すること。
なお、これらの業務にかかる経費については、全て受託者が負担すること。
- (5) 履行期限
令和7年10月1日から令和10年9月30日までの間で仕様書に記載の時期に納品すること。
- (6) 帳票受け渡し場所・納入場所
京都府総務部税務課

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、仕様書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁第1号館5階
京都府総務部税務課
電話番号：075-414-4426
電子メール zeimu@pref.kyoto.lg.jp
- (2) 仕様書の交付
ア 交付期間
入札公告日から令和7年7月11日（金）まで
イ 入手方法
京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/index.html>）からダウンロードすること。

3 仕様書に係る質問及び回答

- (1) 質問書の提出
ア 質問書の様式
京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/index.html>）からダウンロードすること。
イ 提出期限
令和7年7月7日（月）午後5時まで
ウ 提出方法
2に記載のメールアドレスへ電子メールで提出
エ その他

- (ア) 電子メールの件名は、「軽油流通情報管理システム用のデータ作成業務に関する質問」とすること。
 - (イ) 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - (ウ) 提出後、電話によりその旨を2の(1)に記載の担当部局へ連絡すること。
 - (エ) 提出期限までに質問書の提出がない場合は「質問事項なし」として取り扱うこととする。
- (2) 回答書の公表
回答書は、令和7年7月9日(水)午後5時までに
京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/index.html>) にて公表する。
- (3) 質問書及び回答書の扱い
ア 回答書は、仕様書の一部として入札条件となる。
イ 質問書を提出しない場合であっても、質問書及び回答書の内容について全て承知した者として入札を行う。

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿に掲載されている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「情報システム開発等」 一小分類「データ処理」
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止がなされていない者であること。
- (4) 1の(1)の業務を契約期間中に確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 京都府が適宜、作業の視察、検品を行うため、京都府内においてデータ作成業務を行うことができる者であること。

5 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間
2の(2)に同じ。
- (2) 提出場所
2の(1)に同じ。
- (3) 提出資料
 - ア 確認申請書(第1号様式)
 - イ 京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写し
 - ウ 契約実績調書(第2号様式)
 - エ 業務執行体制報告書(第3号様式)
 - オ 取引使用印鑑届(第4号様式)
 - カ 返信用封筒(一般競争入札参加資格確認結果通知書(以下「確認結果通知書」という。)の返信用)第1種定型郵便物に住所及び氏名を記入し、110円切手を貼付すること。
- (4) 提出方法
提出期間中(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)の間に2の(1)に記載の担当部局へ事前連絡の上、持参すること。
郵送及び電送による提出は認めない。
- (5) 確認通知
入札参加資格について確認した後、令和7年7月18日(金)までに、確認結果通知書により通知する。
- (6) その他
 - ア 確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された資料は返却しない。

- イ 提出資料は、A 4 版で作成し、1 部提出すること。
- ウ 確認申請書等を提出した者に対し、審査の公平を図るため、確認申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。
- エ 提出された資料は、この入札以外の目的に使用することはない。
- オ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和 7 年 7 月 29 日（火曜日）午後 2 時
- イ 場所 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁旧本館 2 階 会議室 2-N

(2) 入札方法

- ア 入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
 - イ 代理人が入札する場合は、委任状（第 5 号様式）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。
 - ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「軽油流通情報管理システム用のデータ作成業務に係る入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。
なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。
 - エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が 1 名であっても原則として入札を執行する。
 - オ 入札回数は 2 回までとする。
 - カ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
 - キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
 - ク 確認結果通知書を受けた者で入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
なお、入札書の入札金額については訂正できない。
- (4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 入札者は、この入札公告、仕様書、契約書案、その他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札書に記載する金額
入札書に記載する金額は、パンチデータ 1 レコード当たりの単価（有効単位は、1 円）に予定数量（309,600 レコード）を乗じた額とする。
なお、単価については、パンチ事務に要する経費を全て含めるものとする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 開札
ア 開札は、6 の(1)に掲げる日時及び場所において入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
イ 開札場所には入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する者のした入札は無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者は再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者

イ 確認申請書等を提出しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者

ウ 委任状（第5号様式）を持参しない代理人

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者

ク この入札公告に示した入札に関する条件に違反した者

ケ 再度入札時において前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

7 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札保証金

免除

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金

免除

11 契約書の作成の要否

要（別添契約書案により作成するものとする。）

12 その他

(1) 1から11までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

(3) この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。